

別紙

令和 7 年 5 月
物流・自動車局

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令案及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示案について

1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 194 回会合において、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置に係る協定規則（第 175 号）」等が新たに採択されたほか、「電波障害防止装置に係る協定規則（第 10 号）」等の改訂が採択された。

また、自動車に搭載される先進安全技術は発展を続けているところ、この高度な技術を用いた装置の故障による不作動・誤作動を原因とした事故を防止するため、令和 6 年 10 月より車検に追加された電子的な検査（OBD 検査）について、その対象装置を拡充する。

さらに、規制改革実施計画（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、林業の成長産業化に向けた改革の推進として、高性能林業機械の導入促進のために公道走行が可能となるよう、「道路運送車両の保安基準」（昭和 26 年運輸省令第 67 号）の見直しを行うこととされた。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

2. 概要

(1) 道路運送車両の保安基準の一部改正及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則第 175 号の新規採択に伴い、運転者がクラッチ操作を必要としない専ら乗用の用に供する自動車には、ペダル踏み間違い時加速抑制装置^{※1}を備えなければならないこととする。（省令第 8 条関係）
- ② 自動車の運転者席に視界内表示投影装置^{※2}を備える場合には、運転に必要な視界を

妨げないように、協定規則第 176 号に規定された要件に適合するものでなければならぬこととする。(省令第 21 条関係)

- ③ 農耕トラクタの運転者席及びこれと並列な座席には座席ベルトを備えなければならないこととする。(省令第 22 条の 3 関係)
- ④ 協定規則の改訂に伴い、保安基準において引用する協定規則の番号を以下のとおり改める。(告示関係)

第 10 号第 6 改訂版	⇒	第 10 号第 7 改訂版
第 13 号第 13 改訂版	⇒	第 13 号第 14 改訂版
第 13H 号改訂版	⇒	第 13H 号第 2 改訂版
第 16 号第 9 改訂版	⇒	第 16 号第 10 改訂版
第 125 号第 2 改訂版	⇒	第 125 号第 3 改訂版
第 137 号第 3 改訂版	⇒	第 137 号第 4 改訂版
第 153 号	⇒	第 153 号改訂版
第 166 号	⇒	第 166 号改訂版
第 167 号	⇒	第 167 号改訂版

- ⑤ OBD 検査の対象について、以下に掲げる装置を新たに加える。(告示関係)
- ・ 車線逸脱警報装置
 - ・ 側方衝突警報装置
 - ・ 直前直左右確認装置（カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置に限る。）
 - ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置
- ⑥ 大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備える灯火器及び後写鏡にあっては、運行時に取付が必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示すること等を条件として、脱着式とすることができるものとする。(告示関係)

※ 1：運転者がアクセルペダルとブレーキペダルを踏み間違えた場合において、当該自動車の急加速を抑制する装置をいう。

※ 2：運転者が視認する文字、図形、記号その他の表示を前面ガラス、コンバイナーその他これに類するものに投影する装置をいう。

(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 協定規則の改訂に伴い、装置型式指定規則において引用する協定規則の番号を上記の(1)④と同様に改める。(第 5 条関係)

- ② 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、協定規則第 175 号に基づき認定された「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」及び協定規則第 176 号に基づき認定された「視界内表示投影装置」を追加する。(第 2 条関係)
- ③ 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 173 号に基づき認定された「座席ベルトおよび年少者用補助乗車装置の搭載性」、協定規則第 174 号に基づき認定された「座席ベルトリマインダー」、協定規則第 175 号に基づき認定された「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」及び協定規則第 176 号に基づき認定された「視界内表示投影装置」を追加する。(第 5 条関係)
- ④ 法第 75 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別な表示を付することができる特定装置として、協定規則第 175 号に基づき認定された「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」及び協定規則第 176 号に基づき認定された「視界内表示投影装置」を追加する。(第 3 号様式関係)

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

- ① 協定規則第 175 号及び協定規則第 176 号の新規採択に伴い、「ペダル踏み間違い時加速抑制装置」及び「視界内表示投影装置」が特定装置となったため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を新たに規定する。
- ② 協定規則第 13 号及び協定規則第 13H 号の改訂により、試験工数に変更が生じるため、型式の指定を申請する者が、当該装置の保安基準適合性審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改訂する。

(4) その他の関係省令及び告示の一部改正

上記のほか、関係する省令及び告示の規定について、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 7 年 6 月 17 日（火）

施 行：公布の日

- (2. (1)①、②、⑤、(2)②～④及び(3)①は、令和 7 年 6 月 23 日（月）、
- 2. (1)④の協定規則第 16 号に係る部分及び(2)③の協定規則第 174 号に係る部分は、令和 7 年 7 月 6 日（日）)